

消費税仕入控除に関するQ&A	
質問	回答
消費税仕入控除とは何のことか。	確定申告で、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除することです。 補助金の交付を受けた場合に、さらに消費税の還付も受けていた場合、結果として2重に支払っていること(益税)になる場合があるため、府に報告いただく必要があります。
いつまでに報告する必要があるか。	事業完了後に行う確定申告により、消費税及び地方消費税の確定申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、速やかに「令和4年度大阪府障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を府にご提出していただく必要があります。
返還(還付)する必要がある場合、いつまでにしなければならないか。	上記報告書を府にご提出いただいた後、内容を確認させていただき、返還が必要な場合は納付書を送付しますので、納付書に記載のある期限内に金融機関でお支払いいただくことになります。
当法人が消費税を申告すべき事業者かどうか、どうしたらわかるか。	免税事業者かどうかは、税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
当法人は、消費税を申告する課税事業者であるが、計算方法が「簡易課税方式」か「個別対応方式」か「一括比例配分方式」かわからない。	税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
特定収入割合が5%を超える、もしくは控除税額が0円の場合でも報告書の提出は必要か。	報告書の提出は、当該補助金を受けた全法人が対象となります。そのため、いかなる場合でも報告書の提出は必要となります。
何を提出すればいいのか	①様式第2号及び別紙概要(Excelファイル) ②上記概要がわかる書類 ただし、免税事業者や消費税の確定申告をしていない法人については、②は不要
期限はいつか	令和5年12月28日です。 但し、決算期の関係で上記期限までに提出が困難な法人につきましては、令和6年1月31日までにご提出ください。